

## 長久手市市民記者運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長久手市市民記者設置要綱（以下、「要綱」という。）に基づく、長久手市市民記者（以下、「記者」という。）の運営について必要な事項を定める。

(記者の登録)

第2条 記者は、公募により募集するものとする。

2 記者は、要綱第3条に掲げる要件を満たすもののうち、次の各号に掲げる所定の方法により応募を行った者を登録するものとする。

(1) 所定の応募用紙に必要事項を記入して提出すること

(2) 市民記者制度の説明を受け、市民記者制度を遵守して活動する旨の確認書を提出していること

3 記者の定員は、予算の範囲内で別に定める。

(登録証の発行)

第3条 市長は記者に登録した者に、市民記者登録証を交付する。

2 記者の任期中において登録解除された場合は、記者は速やかに市民記者登録証を返却する。

(登録解除)

第4条 市長は、記者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、任期中においても記者の登録を解除することができる。

(1) 要綱第4条に掲げる要件を満たさなくなった場合

(2) 要綱第3条に規定する職務を遂行することができなくなった場合

(3) 第6条に規定する禁止行為に該当する行為を行い、市の勧告に従わず禁止行為を是正しない、または禁止行為を繰り返した場合

(4) その他、市長が登録解除する必要があると認めた場合

(記者の活動)

第5条 要綱第3条第1号に基づく記者の職務につき、記者は自らの興味関心や時間の都合等に合わせて、主体的に企画・取材・執筆等を含む記事の作成を行うほか、希望する記者同士で協同して記事を作成できるとし、市はその記事を市の広報媒体に掲載するものとする。

2 要綱第3条第2号に基づく記者の職務につき、市からの呼びかけに応じて、記者は自らの興味関心や時間の都合等に合わせて、協力するかどうか

を選択することができる。

(記者の禁止行為)

第6条 記者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私益のために、記者の立場を濫用すること
- (2) 市職員と混同されるような発言やふるまいをすること
- (3) 記者の活動と私事の活動を混同した発言やふるまいをすること
- (4) 取材先等に対して迷惑となる行為を行うこと
- (5) 市民記者制度の円滑な運営を妨げること
- (6) その他、市長が適当でないと認めること

(記事の著作権)

第7条 記者が作成し、市に掲載申請を行った記事の著作権について、公表権、複製権、頒布権、公衆送信権、二次利用権及び同一性保持権が著しく損なわれない限りにおいての編集権は市に属する。

(掲載する広報媒体)

第8条 記者が作成した記事は、第11条に該当するものを除き、原則としてすべて市ホームページに掲載する。

- 2 市ホームページには、読者が各々の記事に共感を表明したり、コメントを付したりする機能を備え、記者と読者とのコミュニケーションを促進する。
- 3 その他、市の広報紙「広報ながくて」をはじめ、市ホームページ以外の広報媒体でも随時紹介等を行う。また、希望する記者同士の話し合いにより、年数回程度、第1項で掲載された記事から得た切り口や情報をベースに広報媒体への記事を作成し、掲載することができる。
- 4 記者が作成した記事の氏名表示は、本名かペンネームかを記者が選択できる。ただし、一旦決定した氏名表示の変更は原則できないものとする。

(記事紹介及び掲載の優先基準)

第9条 紙面量の制約等により掲載制限が発生する媒体へ記事の紹介等を行う場合は、次の各号を満たすかどうかを基準に総合的に判断して、優先する記事を決定するものとする。

- (1) 「みんなでまちを考えるきっかけ」をより効果的に提供すること
- (2) より多くの読者が親しめるよう表現されていること
- (3) これまでに掲載されていない、新しい情報であること
- (4) 市が関与して実施している事業や催し等に係ること

- (5) まちにおける市民や市民団体の取り組みに係ること
- (6) 地域に身近な話題であること
- (7) 多くの市民が関係する話題であること
- (8) 市民及び市のまちづくりへの総合的な利益が高いこと
- (9) 特定の市民や団体に利益が偏っていないこと
- (10) 複数の視点から幅広く取材が行われる等、客観性が高いこと
- (11) 市ホームページの機能により、より多くの読者からの共感を得ていること

2 希望する記者同士で協同して記事を作成する場合の記事の掲載時期及び掲載スペース等については市が指定し、掲載内容については、記者間の合議により決定する。ただし、掲載内容について、記者間の合議により決定できない場合は、第1項の各号を満たすかどうかを基準に総合的に判断し、市が決定する。

(記者の取材活動への市の仲介等)

第10条 記者が公共的団体等の活動を取材し、その取材による記事が公共的な利益をもたらすものである場合、市は必要に応じて取材の仲介等を行い、円滑な取材活動の支援を行う。

2 第1項に定める以外の取材については、市としての中立性・公平性を維持する観点から、原則として市は取材の仲介等を行わない。

3 第1項の公共的団体等の活動とは、営利法人及び個人事業主を除く者が行う、社会全体に利益をもたらすために行う活動のことをいう。

(作成する記事の制限)

第11条 記者が作成する記事は、公正かつ中立的で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 特定の個人や団体の営利に直接的に結びつくもの、またはそのおそれがあるもの
- (2) 社会問題等について特定の個人や団体の主義主張を唱えるもの、またはそうした誤認を招くおそれがあるもの
- (3) 特定の団体の構成員を募集する内容を含むもの、またはそうした誤認を招くおそれがあるもの
- (4) 特定の個人や団体を誹謗中傷するもの、またはそのおそれがあるもの
- (5) 世論が分かれていることについて、いずれかの立場を支持するもの、または支持しているとみなされるおそれがあるもの。

- (6) 法令等に違反、抵触するもの、またはそのおそれのあるもの
- (7) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれのあるもの
- (8) 政治活動または宗教活動に係るもの、またはそうした活動であるとみなされるおそれのあるもの
- (9) 第三者の著作権やプライバシー等を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの
- (10) 内容または責任の所在が不明確なもの
- (11) 誇大、虚偽、誤認の内容を含むもの
- (12) 読者が事実を誤認するおそれがあるもの
- (13) 地方自治体の性質等に照らし、掲載することが適当でないもの。
- (14) その他、市政及び市民記者制度の円滑な運営にあたり、適当でないと市長が認めるもの

2 記者から提出された記事が、第1項の各号に該当する場合、市は記者と協議の上、記事の修正を行うことができる。

(個人情報保護)

第12条 市は、市民記者制度の運用によって得た個人情報を適切に管理し、目的以外の利用を行わない。また、長久手市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に保護するものとする。

(免責)

第13条 記者の取材等による経費について、市はその費用を負担しない。また、取材等により記者が負ったけが、物損、法令違反等に対して市はその責任を負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月20日から施行する。